

国立大学法人名古屋大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当において、総長が役員の職務実績に応じ、その額の100分の10の範囲内で増額、又は減額することとしている。なお、職務実績は、平成21年度に国立大学法人評価委員会が実施した国立大学法人の中期目標期間に係る業務の実績に関する評価結果等に基づく。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

民間企業等における月例給の決定状況等を勘案して平成22年8月10日に出された人事院勧告を参考として、月例給を3,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:145%→140%、12月期165%→155%)を引き下げた。

理事

上記人事院勧告を参考として、月例給を2,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:145%→140%、12月期165%→155%)を引き下げた。

理事(非常勤)

上記人事院勧告を参考として、月例給を1,000円引き下げた。

監事

上記人事院勧告を参考として、月例給を2,000円引き下げるとともに、期末特別手当の支給割合(6月期:145%→140%、12月期165%→155%)を引き下げた。

監事(非常勤)

上記人事院勧告を参考として、月例給を1,000円引き下げた。

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 21,839	千円 14,472	千円 5,630	千円 1,736 (地域手当)			
A理事	千円 16,708	千円 11,020	千円 4,287	千円 1,322 (地域手当) 78 (通勤手当)			※
B理事	千円 16,779	千円 11,020	千円 4,287	千円 1,322 (地域手当) 149 (通勤手当)			
C理事	千円 16,728	千円 11,020	千円 4,287	千円 1,322 (地域手当) 98 (通勤手当)			

D理事	千円 16,630	千円 11,020	千円 4,287	千円 1,322 (地域手当)			
E理事	千円 16,861	千円 10,072	千円 3,918	千円 1,381 (地域手当) 49 (通勤手当) 1,440 (管理職手当)	4月1日		
F理事	千円 15,662	千円 10,072	千円 3,918	千円 1,208 (地域手当) 463 (通勤手当)			◇
G理事 (非常勤)	千円 3,561	千円 3,561	千円	千円 ()			
A監事	千円 13,361	千円 8,704	千円 3,386	千円 1,044 (地域手当) 226 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 2,899	千円 2,899	千円	千円 ()			

注1:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

注2:「地域手当」とは、民間の賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する役員に支給されているものである。

注3:理事Eの管理職手当は、理事に就任する以前の職に対する報酬であり、また地域手当についても就任前の報酬が含まれている。

注4:「前職」欄には、役員の前職(前々職以前の経歴も含む。)の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
理事A						該当なし	
監事A						該当なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期目標期間中における事業計画の年度計画を考慮しつつ、職種別人員管理を基に当該年度予算の範囲内で運用するとともに、総人件費の削減に努めている。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

社会一般の情勢の主たる判断指標を毎年の人事院勧告が調査・準拠した民間給与水準に求め、国家公務員の給与水準を十分考慮の上、決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績を考慮し、本給の昇給・昇級を実施している。
また、勤勉手当(6月・12月)における成績率の増減に反映している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当(査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ成績率を決定する。
昇給	従前の本給の号給を4分割したことにより、勤務成績に基づく様々な昇給区分を定めることが可能となり、きめ細やかな対応ができる。
昇級・降級	[昇級]勤務成績が良好な職員で、かつ本学の定める昇級基準に達した者は、上位の級に昇級させることができる。 [降級]勤務成績が良くない場合等、本学の定める降格の事由に該当した場合は、下位の級に降級させることができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

民間企業等における月例給の決定状況等を勘案して平成22年8月10日に出された人事院勧告を参考として、次の改正を行った。

- ・55歳を越える職員について、本給及び管理職手当を1.5%減額した。
- ・月例給を中高年層(40歳台以上)平均0.1%引き下げた。
- ・期末・勤勉手当の年間支給割合を0.2月引き下げ、3.95月分とした。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 3092	歳 43.2	千円 7,319	千円 5,457	千円 111	千円 1,862
事務・技術	人 752	歳 43.4	千円 5,938	千円 4,476	千円 154	千円 1,462
教育職種 (大学教員)	人 1521	歳 47.8	千円 9,258	千円 6,849	千円 104	千円 2,409
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 613	歳 33.4	千円 4,780	千円 3,618	千円 68	千円 1,162
技能・労務職種	人 6	歳 56.2	千円 5,711	千円 4,304	千円 124	千円 1,407
教育職種 (附属学校教員)	人 31	歳 43.7	千円 7,349	千円 5,554	千円 97	千円 1,795
医療職種 (病院医療技術職員)	人 166	歳 36.3	千円 5,121	千円 3,869	千円 134	千円 1,252
指定職種	人 3	歳 60.8	千円 14,309	千円 10,637	千円 117	千円 3,672

任期付職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	279	38.9	7,251	7,251		
事務・技術	3	40.5	7,350	7,350		
教育職種 (大学教員)	276	38.9	7,250	7,250		
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	7	58.5	4,841	3,636	85	1,205
事務・技術	6	56.7	4,055	3,059	82	996
教育職種 (大学教員)	1					
医療職種 (病院医師)						
医療職種 (病院看護師)						
技能・労務職種						

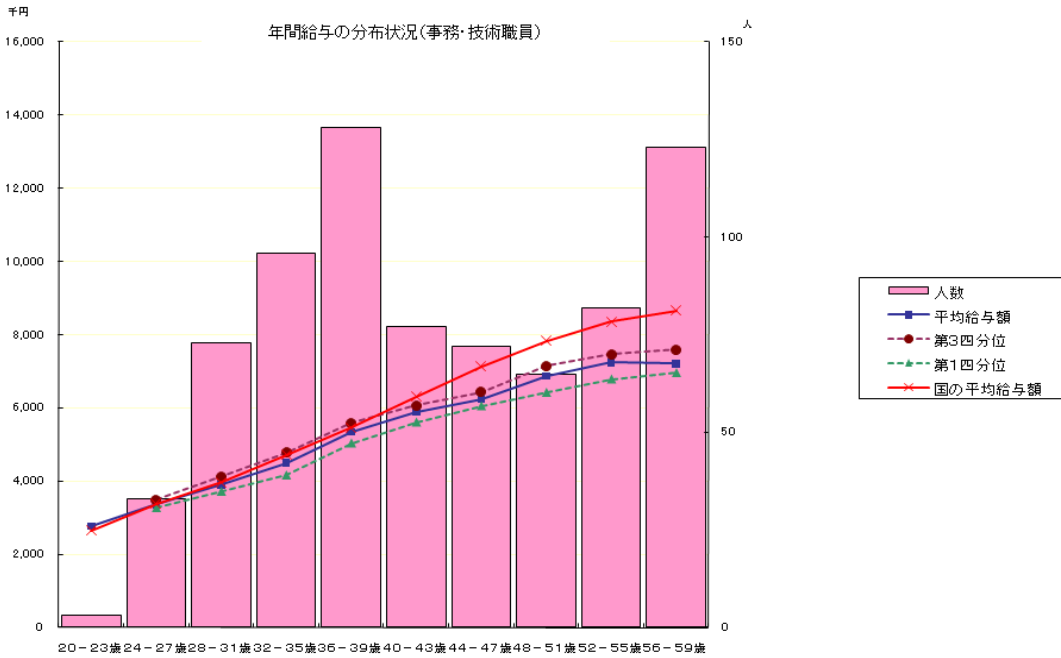
年俸制適用者	人	歳	千円	千円	千円	千円
	369	40.6	6,431	6,431		
事務・技術 (常勤)	3	40.5	7,350	7,350		
事務・技術 (非常勤)	81	43.8	3,373	3,373		
教育職種 (大学教員・常勤)	276	38.9	7,250	7,250		
教育職種 (大学教員・非常勤)	9	65.4	8,522	8,522		
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	該当者なし					

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 在外職員及び再任用職員の区分については、該当者がいないため表を省略した。

注3: 非常勤職員の「教育職種(大学教員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

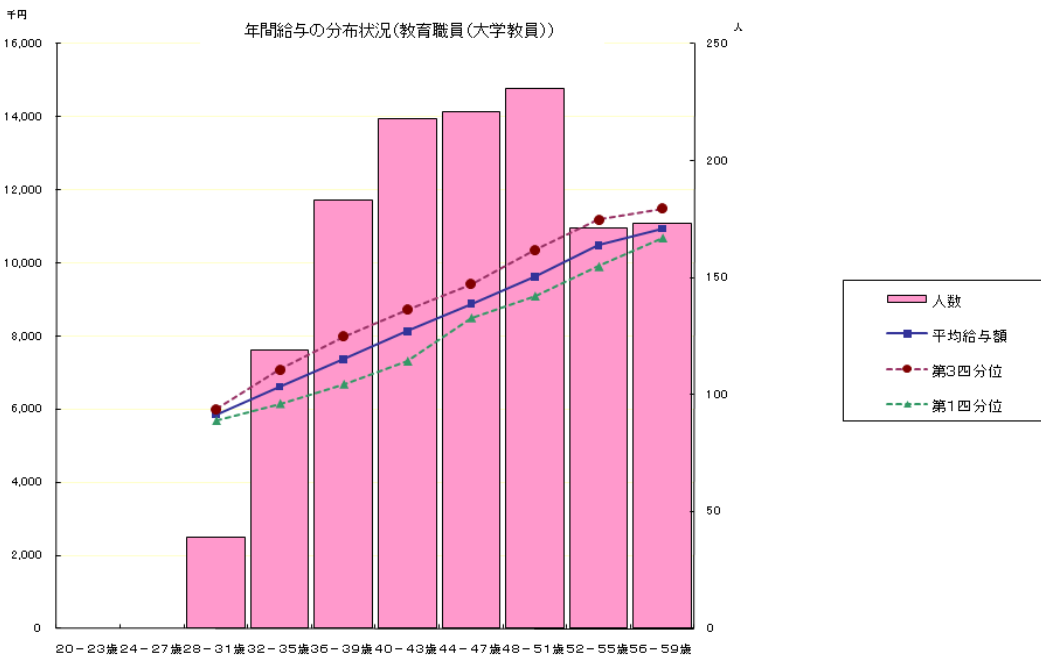


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。
 注2: 年齢20～23歳の該当者は3人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与については表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
部長	9	56.4	8,598	10,054	11,187
課長	46	54.2	7,912	8,210	8,583
課長補佐	85	54.5	7,013	7,161	7,359
係長	314	45.3	5,600	6,107	6,646
主任	130	41.3	4,672	5,226	5,681
係員	168	32.1	3,573	4,020	4,299

注: 「課長」には、「主幹」及び「事務長」を含み、「課長補佐」には、「事務長補佐」、「専門員」及び「技術専門員」を含み、「係長」には、「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。また、「係員」とは、「事務職員」、「技術職員」及び「図書職員」を示す。

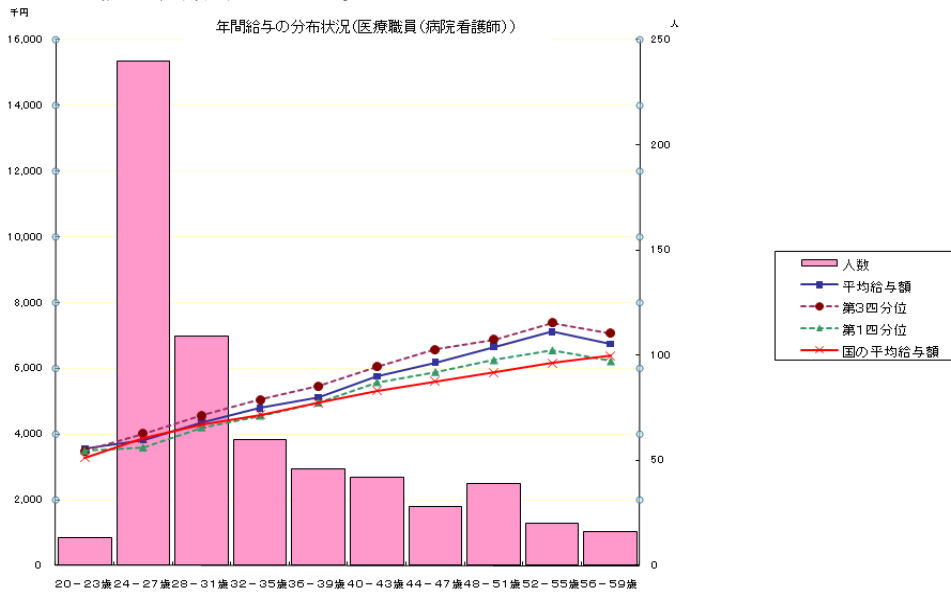


注: 年齢20～23歳及び24～27歳の該当者はいない。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	622	54.8	10,377	10,961	11,479
准教授	465	44.9	8,284	8,725	9,262
講師	98	43.9	7,557	8,166	8,693
助教	324	39.4	6,251	6,693	7,156
助手	10	48.5	6,344	6,781	7,435
教務職員	2		—		—

注:教務職員の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1		—		—
副看護部長	4	51.5	—	7,708	—
看護師長	37	49.8	6,557	6,927	7,317
副看護師長	76	43.0	5,401	5,923	6,484
看護師	494	30.5	3,748	4,324	4,669
看護師	1		—		—

注1:看護部長、准看護師の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

注2:副看護部長の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長
人員(割合)	752	63 (8.4%)	129 (17.2%)	365 (48.5%)	131 (17.4%)	37 (4.9%)	21 (2.8%)
年齢(最高～最低)		55～20	58～28	59～34	59～44	59～39	59～43
所定内給与年額(最高～最低)		3,347～1,868	4,379～2,712	5,445～3,083	6,016～4,516	6,478～5,164	7,236～6,228
年間給与額(最高～最低)		4,420～2,478	5,789～3,619	7,263～4,091	8,088～6,113	8,529～7,088	9,516～8,374

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	部長	部長	総長が別に定める職務
人員(割合)		3 (0.4%)	3 (0.4%)	() (%)	() (%)
年齢(最高～最低)		59～51	59～53		
所定内給与年額(最高～最低)		8,687～7,249	8,487～8,015		
年間給与額(最高～最低)		11,383～9,857	11,378～10795		

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教助手	講師	准教授	教授	総長が別に定める職務
人員(割合)	1,521	2 (0.1%)	334 (22%)	100 (6.6%)	465 (30.6%)	620 (40.8%)	() (%)
年齢(最高～最低)		～	63～28	61～31	63～32	63～38	
所定内給与年額(最高～最低)		～	6,111～3,764	7,398～4,574	7,996～4,574	11,416～5,981	
年間給与額(最高～最低)		～	8,099～4,899	9,852～6,096	10,704～6,111	15,076～8,114	

注:1級おける該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	613	1 (0.2%)	494 (80.6%)	76 (12.4%)	37 (6.0%)	4 (0.7%)	(%)	1 (0.2%)
年齢(最高 ～最低)		～	59～23	56～30	57～38	53～49	～	～
所定内給 与年額(最 高～最低)		～	5,276 ～2,599	5,217 ～3,389	5,779 ～4,179	5,976 ～5,191	～	～
年間給与 額(最高～ 最低)		～	7,031 ～3,446	7,065 ～4,581	7,912 ～5,613	8,091 ～7,436	～	～

注:1級及び7級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員/教育職員(大学教員)/医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.2	% 66	% 64.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.8	% 34	% 35.9
	最高～最低	% 49.4～33.5	% 46.0～30.3	% 45.8～31.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.1	% 65.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 32.9	% 34.6
	最高～最低	% 47.4～32.4	% 44.3～29.2	% 40.6～30.8

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 61.1	% 64.4	% 62.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.9	% 35.6	% 37.2
	最高～最低	% 49.6～34.5	% 53.9～31.1	% 50.1～32.8
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.7	% 67.2	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.3	% 32.8	% 34.5
	最高～最低	% 47.4～29.3	% 43.9～30.3	% 45.4～31.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	%	%	%
	最高～最低	%	%	%
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	63.0	66.6	64.8
	最高～最低	47.4～33.3	44.3～30.0	45.8～31.6

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

90.3

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

104.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

107.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

103.9

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

106.1

注:当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等の一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 90.3		
	参考	地域勘案	90.6
		学歴勘案	88.7
		地域・学歴勘案	89.9
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48.1% (国からの財政支出額 43,807百万円、支出予算の総額 91,077百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(行政職(一))指数が90.3であり、適正である。		
講ずる措置	対国家公務員の指数を下回っているが、国の給与制度にほぼ準拠していること、また、総人件費改革対応のため当分の間は、特に措置を講ずることは考えていないが、引き続き、適切な給与水準となるよう配慮していきたい。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 103.9		
	参考	地域勘案	98.7
		学歴勘案	102.0
		地域・学歴勘案	100.5
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 地域差を是正した給与水準の比較では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。		
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 48.1% (国からの財政支出額 43,807百万円、支出予算の総額 91,077百万円:平成22年度予算) 【検証結果】 対国家公務員(医療職(三))指数が103.9であり、おおむね適正である。		
講ずる措置	対国家公務員の指数を若干上回っているが、医療の高度化、専門化に対応するため、財政状況を考慮した上で、この指数を維持していくこととした。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 104.3

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、平成19年度までは、教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減		中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減	
	千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
給与、報酬等支給総額 (A)	25,184,925	25,759,743	-574,818	(-2.2)	-	(-)
退職手当支給額 (B)	1,298,414	3,183,164	-1,884,750	(-59.2)	-	(-)
非常勤役職員等給与 (C)	10,744,950	9,680,469	1,064,481	(11.0)	-	(-)
福利厚生費 (D)	4,266,456	4,033,605	232,851	(5.8)	-	(-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	41,494,745	42,656,981	-1,162,236	(-2.7)	-	(-)

注1:「非常勤役職員等給与」においては、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注2:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

- 「給与、報酬等支給総額」が、前年度比△2.2%となった要因
 - ・計画的な人員削減を行ったことにより支給総額が減少した。
 - ・月例給を平均0.1%、期末・勤勉手当の年間支給割合を0.2月引き下げた。
- 「最広義人件費」が、前年度比△2.7%となった要因
 - ・前年度に比して、教員の定年延長に伴い、退職手当支給者が減り、支給額が減少したため。
- 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。
- 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直し方針

平成18年度からの5年間において△5%以上の人件費（常勤役職員の給与）削減を行うため、計画的に人員を削減している。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	28,637,324	27,694,608	26,993,454	26,534,130	25,759,743	25,184,925
人件費削減率 (%)		-3.3	-5.7	-7.3	-10.0	-12.1
人件費削減率(補正值) (%)		-3.3	-6.4	-8.0	-8.3	-8.9

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率は、それぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。